平成２５年（フ）第２０８号
三重県津市雲出本郷町1312番地、前住所三重県津市雲出長常町836番地
破産者　岡村久子こと　姜　　久子
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３５１号
奈良県天理市荒蒔町203番地の２
破産者　株式会社鳥新
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５３４号
川崎市宮前区東有馬２丁目15番26号
破産者　有限会社大谷電気工事
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６５４号
福岡県糟屋郡志免町南里２丁目13番20号
破産者　メタルバンク福岡合同会社
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９１号
北海道苫小牧市船見町１丁目９番２号
破産者　苫小牧電設株式会社
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１４０号
北海道苫小牧市表町３丁目１番18号
破産者　有限会社リージェント
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第４７号
埼玉県越谷市東越谷２丁目12番地１
破産者　株式会社カクイシ
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
埼玉県越谷市蒲生茜町28番13号
破産者　有限会社丸石土木
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
神奈川県逗子市久木８丁目19番２号
破産者　株式会社元創
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２７号
岡山市南区築港ひかり町４番19号
破産者　松倉　英生
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９２号
愛媛県西予市野村町野村11号476番地
破産者　東和建設有限会社
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１５６３号
福岡県糟屋郡新宮町美咲２丁目７番16号
破産者　株式会社エイエス・ライフ福岡
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４１号
東京都立川市富士見町４―15―14立川第二荘、住民票上の住所東京都あきる野市引田529番地
破産者　藤原　忠弘
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１８７号
横浜市保土ケ谷区今井町39番地１
破産者　有限会社健興
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９７号
横浜市磯子区中原１丁目８番１―732号
破産者　有限会社重松設計
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２１号
新潟市西区赤塚1568番地
破産者　株式会社健康ファーム渡辺農園
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５号
長野県下伊那郡喬木村859番地１
破産者　株式会社あき工房
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第１０５号
岐阜県中津川市千旦林1661番地の８
破産者　株式会社ユニオン精工
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１３５号
愛知県春日井市大留町６丁目１番地14ニューメゾンＢ号、住民票上の住所岐阜県多治見市生田町３丁目123番地の３
破産者　下垣　　等
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１３６号
愛知県春日井市大留町６丁目１番地14ニューメゾンＢ号、従前の住所岐阜県多治見市生田町３丁目123番地の３
破産者　下垣　信男
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１３９号
岐阜県多治見市高田町11丁目５番地の128
破産者　有限会社愛誠鈑金
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第９号
山口県光市虹ケ浜３丁目25番６号
破産者　有限会社パール
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部